

# 立憲デモクラシーの危機と例外状態 — デリダ、アガンベン、ベンヤミン、シュミットと「亡霊の回帰」 —

佐藤嘉幸

二〇一一年三月一日に起こった東日本大震災と福島原発事故以後、私たちはまさしく、ベンヤミンの言う「例外状態の常態化」<sup>1</sup>の中にいる。東日本大震災と福島原発事故は戦後日本の統治システムの問題点（電源三法に基づいた膨大な補助金と引き替えに原発を地方に押しつける「犠牲のシステム」<sup>2</sup>、そして地震が頻発する日本列島に五四基もの原発を展開してきた核エネルギー政策の脆弱さ）を露呈させたが、その弱点は、震災後に喧伝された「絆」という名のナショナリズムと、中国、韓国、ロシアとの「領土問題」という名の国境紛争、北朝鮮の核武装が惹起した排外主義的ナショナリズムによって覆い隠され、外敵との戦争の「実在的可能性」へと変換された。そのような変換を背景として、二〇一四年七月、第二次安倍政権は、憲法解釈の変更によって集団的自衛権、さらには集団安全保障の行使をも可能にする「解釈改憲」を実現した。この「解釈改憲」によって、平和憲法を基礎とする立憲デモクラシーのシステムは破壊され、対外戦争を可能にする「第二の構造物」を憲法の傍らに置くという「例外状態」が生じたのである。

こうした「例外状態」の形成は、議会での議論を経た立法行為によって憲法を改定することなく、内閣の閣議決定という行政的手段によって、既存憲法の横にそれとは別の「第二の構造物」を置くことを可能にする、極めて危険な行為である。そうした行為はデモクラシーそのものを崩壊させる危険を孕んでいる。

政治を戦争から、すなわち「例外状態」から定義することによって、平和憲法を基礎とした立憲デモクラシーのシステムを停止し、そこに全く別のシステム、つまり対外戦争を可能にするシステムを構築すること、これが東日本大震災と福島第一原発事故以後の日本における立憲デモクラシーの危機の本質である。このような状況は、関東大震災や世界恐慌による経済的ダメージの後に植民地主義と戦時体制の構築へと突き進み、一五年戦争の泥沼にはまった戦前の日本の状況を想起させる。つまり、二〇一一年の東日本大震災と福島原発事故以後の状況は、あたかも関東大震災以後の状況の「亡霊」が回帰しているかのようなものだ。

このような現状認識から出発して、本稿で私たちは、デリダとアガンベンによるシュミット、ベンヤミン解釈を読解し、彼らの「例外状態」をめぐる理論から、私たちが置かれた「例外状態の常態化」の現状を照射することを試みる。

## 1 「政治的なもののテロス」としての戦争

<sup>1</sup> Walter Benjamin, »Über den Begriff der Geschichte«, in *Gesammelte Schriften*, Bd. I-2, Suhrkamp, 1999, S. 697. 邦訳「歴史の概念について」、『ボードレーン—ベンヤミンの仕事 2』、野村修訳、岩波文庫、一九九四年、三三四頁。「非抑圧者の伝統は、私たちがその中に生きている「例外状態」が常態であることを教えてくれる [Die Tradition der Unterdrückten lehrt uns darüber, daß der »Ausnahmestand«, im dem wir leben, die Regel ist]」。

<sup>2</sup> 以下を参照。高橋哲哉、『犠牲のシステム—福島・沖縄』、集英社新書、二〇一二年。

デリダは、主権権力の批判を行う際、必ずシュミットの主権理論を参照する。例えば、二〇〇四年の彼の死によって最後の講義となった『獣と主権者』第二巻（二〇〇二-二〇〇三年）において、デリダは、「主権者とは、シュミットが述べるように […… ]、例外について決定し、法権利を停止する、例外的権利を持つ例外的存在である」<sup>3</sup>と述べている。彼がシュミット理論を最も詳細に分析した著作は、『友愛のポリティックス』（一九九四年、なお本書は一九八八-一九八九年の講義がもとになっている）である。従って、私たちはまず『友愛のポリティックス』を詳細に読解し、デリダのシュミット解釈から、政治的なものと戦争との関係について考察しよう。

『政治神学』（一九二二年）のシュミットにとって、主権者とは「例外状態について決定する者」<sup>4</sup>である。そうした「例外状態」は、その十年後に書かれた『政治的なものの概念』<sup>5</sup>（一九三二年）においては「友と敵の区別」、すなわち「戦争」として現れる。デリダはシュミットを解釈しつつ、次のように述べている。

「政治的な行動や動機の基因と考えられる特種政治的な区別（die spezifisch politische Unterscheidung）とは、友と敵という区別（die Unterscheidung von Freund und Feind）である」  
[[『政治的なものの概念』 26/15]。

もし差別的区別ないし刻印（Unterscheidung）が、政治的なものの規定が、「政治的差異」そのもの（die politische Unterscheidung）が、友と敵の間の差別（Unterscheidung）に帰着するのであれば、そのような分離は一つの単なる差異には還元されない。これは限定された対立、対立そのものである。この規定が前提とするもの、それはまさしく対立である。この対立が、それとともに戦争が抹消されると、「政治的」と呼ばれる境界は、その境界ないし種差性を失ってしまう<sup>6</sup>。

「友と敵という区別」こそが「政治的なもの」の定義なのだが、それは言い換えるなら、友と敵の対立である。そして、その対立が含意するのは、シュミットからの次の引用が述べるように、「潜在性」あるいは「実在的可能性」としての戦争そのものである。

その期待や教育的努力に共鳴しようとしまいと、諸国民は、友-敵の対立に従って結束するのであり、この対立は、今日なお、現実存在するし、また政治的に存在するすべての国民にとって実在的可能性として（als reale Möglichkeit）与えられているということは道理上否定できない。

従って、敵とは、競争相手とか相手一般ではない。また反感を抱き、憎んでいる私的な相手でもない。敵とはただ少なくとも潜在的に、すなわち実在的可能性として、抗争している

<sup>3</sup> Jacques Derrida, *Séminaire La bête et le souverain, Volume II (2003-2004)*, Galilée, 2010, p. 30.

<sup>4</sup> Carl Schmitt, *Politische Theologie*, Duncker & Humblot, 1922, 8. Auflage, 2004, S. 13. 邦訳『政治神学』、田中浩・原田武雄訳、未来社、一九七一年、一一頁。

<sup>5</sup> Carl Schmitt, *Der Begriff des Politischen*, Duncker & Humblot, 1932, 3. Auflage, 1963. 邦訳『政治的なものの概念』、田中浩・原田武雄訳、未来社、一九七〇年。本書の引用は、デリダのシュミット解釈を分析する必要から、ドイツ語原書を参照しつつも、主として『友愛のポリティックス』におけるデリダのフランス語訳から行う。出典は、本文中にドイツ語原書／邦訳の順序で記す。

<sup>6</sup> Jacques Derrida, *Politiques de l'amitié*, Galilée, 1994, p. 104. 邦訳『友愛のポリティックス』1、鶴飼哲・大西雅一郎・松葉祥一訳、みすず書房、二〇〇三年、一四二頁。

人間の総体—他の同様の総体と対決している—である (Feind ist nur eine wenigstens eventuell, d. h. der realen Möglichkeit nach kämpfende Gesamtheit von Menschen, die einer ebensolchen Gesamtheit gegenübersteht) [『政治的なものの概念』 29/18-19] <sup>7</sup>。

デリダは、シュミットのこの引用を解釈しながら、「敵とはただ少なくとも潜在的に、すなわち実在的可能性として、抗争している人間の総体である」という箇所に着目する。「それは可能性から偶発性（ここでは最小限の偶発性として種差化されている）への、そして偶発性から現実性（ここでは実在的可能性、「reale Möglichkeit」と呼ばれている）への移行である」<sup>8</sup>とデリダが述べるように、ここでシュミットは、敵との抗争すなわち戦争を、少なくとも潜在性、「実在的可能性」、さらには現実性として捉えている。つまり、政治的なものはシュミットにおいて、潜在性あるいは現実的な戦争の可能性において把握されているのである。

そのとき、友と敵の対立とは「公的」で、国民を単位とするものであって、敵とは私的な敵ではない。「敵は公的な敵でしかありえない (nur der öffentliche Feind)。なぜなら、このような人間の総体に、特に全国民に関係するものはすべて、公的になるからである。敵とはホステイス [公敵] であって、広い意味におけるイニミクス [私敵] ではない」 [『政治的なものの概念』 29/19] <sup>9</sup>。そのような敵との対立は、敵が内敵であれば「内乱」に、外敵であれば「戦争」になるだろう。しかしいずれにせよ、そのような公的な対立は、潜在性すなわち実在的可能性としての戦争、すなわち「武力による戦闘」を意味するのである。デリダは、シュミットを分析しながら、次のように述べるだろう。

「というのも、敵という概念は、具体的現実性の領域における、ある戦闘の偶発性を含んでいるからだ (im Bereich des Realen liegende Eventualität eines Kampfes)。歴史的変化に依存する武器と戦争の技術の定めない変化を考慮することなく、この語を検討すべきである。戦争とは、組織された政治的統一体の間における武力による戦闘である。内戦とは、一つの（だが、このことによって危うくなる）政治的統一体の直中における武力による戦闘である」 [『政治的なものの概念』 33/25]。

いずれの場合においても、この戦闘は武力によるものだ。致死を目指しての。「武器」はここで、その本質的概念において、人間の致死としての、「身体的＝物理的」致死を目指す手段 (ein Mittel physischer Tötung von Menschen) である。人間の死は、この敵の概念によってこのように含意され、すなわち対外戦争であれ内戦であれ一切の戦争に含まれる [……] <sup>10</sup>。

つまり戦争とは、シュミットが次に述べるように、敵の身体的＝物理的致死を目指した武力による戦闘である。「友、敵、戦闘といった概念は、その実在的な意味を (ihren realen Sinn) 身体的致死の実在的可能性に対する (auf die reale Möglichkeit der physischen Tötung) 恒常的な関係から引き出している。戦争は敵対から生まれる。というのも、敵対は他の存在の存在論的な否定 (seinsmäßige Negierung eines anderen Seins) に過ぎないからである。戦争は敵対の極限的実在化

<sup>7</sup> 以下に引用。Ibid., p. 105. 邦訳同書、一四三頁。

<sup>8</sup> Ibid., p. 105. 邦訳同書、一四四頁。

<sup>9</sup> 以下に引用。Ibid., p. 108. 邦訳同書、一四七頁。

<sup>10</sup> Ibid., pp. 142-143. 邦訳同書、一九三—一九四頁。

(die äußerste Realisierung der Feindschaft) に過ぎない。戦争は敵対の極限的実在化にすぎない。戦争は凡庸な日常や正常なものである必要はなく、一つの理想のように、あるいは欲するに値するもののように感じられる必要もないが、敵の概念がその意味を保持する限り、実在的可能性として現前し続け (als reale Möglichkeit vorhanden bleiben) ねばならない」『政治的なものの概念』33/25<sup>11</sup>。従って、友と敵との対立、すなわち政治的なものという概念は、戦争という、敵の「身体的致死の実在的可能性」に対する関係から、その実在的意味を引き出す。だとすれば、シュミットは単なる思考対象としての「戦争」からではなく、極めて具体的かつ現実的な「戦争」から政治的なものを思考していることになる。シュミットによれば、戦争がそうした「具体性」を欠いた場合、その概念は「亡霊的な抽象になる」。「政治的諸関係の本質が与えられるのは、まさしくこの具体的対抗 (konkrete Gegensätzlichkeit) が喚起される場合である[……]。あらゆる政治的概念、表象および語には、ある抗争的意味がある。それらはある具体的抗争 (eine konkrete Gegensätzlichkeit) に狙いを定めており、その究極的な論理が友-敵の布置 (それは戦争あるいは革命という形の下で外に現れる) であるところの具体的状況に結びついているのであって (an eine konkrete Situation gebunden)、このような状況が不在であれば、それらの概念、表象および語は、空虚で亡霊的な抽象になる (werde zu leeren und gespenstischen Abstraktionen)」『政治的なものの概念』31/22<sup>12</sup>。そうした具体的かつ現実的な「戦争」状態を、「例外状態」と名指すこともできる。実際、シュミットは次のように述べている。「今日もなお、戦争という事態は「危急事態 [Ernstfall]」なのである。この場合にもその他の場合にも、例外的事態 [Ausnahmefall] こそが、特別に規定的な、物事の核心を明らかにする意義を持つ、ということが出来る。というのも、友と敵の政治的布置の極限的帰結が顕わになるのは現実的戦闘においてのみだからだ。極限的可能性から出発して、人間たちの生は特殊政治的な緊張を獲得する」『政治的なものの概念』35/30<sup>13</sup>。デリダは、シュミットのこの一節を念頭に置きつつ、次のように述べるだろう。

例外が規則である、これが恐らく、実在的可能性のこの思考が意味することだろう。例外が起こることの規則である、出来事の法である、その実在的可能性の実在的可能性である。事態あるいは偶発性についての決断を基礎づけるのは例外である。この事態、この状況 (dieser Fall) は例外的な仕方では (nur ausnahmsweise) 到来しない。そのことはその「決定的性格」を、中断もせず、揚棄もせず、無効化もしない (hebt... nicht auf)。この例外性が、反対に、出来事の偶発性を基礎づける (begründet)。ある出来事が出来事であり、そして決定的であるのは、例外的である場合のみである。そのものとしての出来事は例外的である<sup>14</sup>。

戦争の「実在的可能性」から政治的なものを考えること、それはすなわち「例外状態」から政治的なものを考えることなのである。だとすれば、政治が戦争との関係において自らを規定するとき、私たちはまさしくベンヤミンの言う「例外状態の常態化」の中に置かれていることになる。ここからデリダは、次のように述べるシュミットを念頭に置きつつ、戦争とは「政治的

<sup>11</sup> 以下に引用。Ibid., p. 147. 邦訳同書、一九八頁。

<sup>12</sup> 以下に引用。Ibid., pp. 138-139. 邦訳同書、一八九頁。

<sup>13</sup> 以下に部分的に引用。Ibid., p. 152. 邦訳同書、二〇五頁。

<sup>14</sup> Ibid., p. 156. 邦訳同書、二〇三頁。

なもののテロス」である、と述べるだろう。「最も極限的な政治的手段としての戦争は、すべての政治的概念の基礎に、この友と敵の区別の可能性が存在することを開示するものである。従って戦争は、この区別が人類の間に実在的に現前している限り、あるいは少なくとも実在的に可能である限りにおいてのみ意味を持つ」『政治的なものの概念』36/31。

三つの基準（実在性、可能性、現前）が、ここでは同じ「偶発性」の核心で絡み合っている。出来事の、一にして同じ出来事性の核心で。友／敵の布置は、どのように開示されるのか。どのように現前するのか。それらの「実在的可能性」は現前するのか、それとも実現するのか、可能的なものとして、あるいは実在的なものとして。この実在性は、どのように、ある場合には現前を、ある場合には可能性そのものを強調するのか。戦争においてである。極限としての、例外状態の極限的限界としての、「極限的偶発性」(als extreme Eventualität)としての戦争においてである。戦争が開示的であるのはこの資格においてなのだ。それはその上に一つの本質が読み取られうる一つの事実を構成する。なるほどその通りだが、だがその本質は、まず非通常的な、非経験的な、ある目的論的な [téléologique] (極限的限界としてのテロス[目的=帰結]) 意味で範例的かつ模範的な、一つの事実面に直に読み取られるのである。このように開示される実在的可能性の「現前」(Vorhandenheit) は、実在的あるいは可能的なこの現前は、事実や事例の現前ではない。それはテロスの現前なのだ。政治的テロスの、あれこれの政治的目的の、あれこれの政策の現前ではなく、政治的なもののテロス [……] の現前なのだ。「最も極限的な (extremste)」政治的手段として、一切の政治的表象を「基礎づける」戦争は、友／敵のこの差別の可能性を顕現する (offenbart)。そしてこの表象に意味があるのは、「sinnvoll」であるのは、この差別が「実在的に現前している」(real vorhanden) 限りにおいて、あるいは少なくとも現実的に可能である (oder wenigstens real möglich) 限りにおいてである<sup>15</sup>。

従って、「実在的可能性」としての戦争とは、政治的なもののテロス（目的）なのである。政治的なもののテロスとは、友／敵の区別、友-敵の抗争であり、それは戦争のことである。「戦争には意味がある、そしてどんな政治も、政治的絆としてのどんな社会的絆も、戦争なしには、その実在的可能性なしには意味がない」<sup>16</sup>。言い換えるなら、「例外状態」においては、いかなる政治も、いかなる政治的絆も、戦争の「実在的可能性」によって基礎づけられているのである。次のシュミットの言葉とは正反対に。「戦争は決して政治の目標、目的、内容でさえなく、戦争は人間的な行動することと思考することとを独特の仕方規定し、そしてそのことによって、特殊政治的な振舞いを生み出す、実在的可能性として常に現前しているあの前提 (die als reale Möglichkeit immer vorhandene Voraussetzung) なのである」『政治的なものの概念』34-35/27<sup>17</sup>。ここでシュミットは「戦争は政治的なものの前提」であると述べて、「目的」であることを否定している。しかし、例外状態においては、戦争はまさしく政治的なものの「前提」であると同時にその「目的」であり、その「帰結」でもある。

ここまでの議論を要約しよう。第一に、友／敵関係から政治的なものを定義することは、絶

<sup>15</sup> Ibid., p. 155. 邦訳同書、二〇八-二〇九頁。

<sup>16</sup> Ibid., p. 156. 邦訳同書、二一〇頁。

<sup>17</sup> Ibid., p. 149. 邦訳同書、二〇一頁。

対的敵対としての戦争から政治的なものを定義することである。

第二に、敵とは、「少なくとも潜在的に、すなわち実在的可能性として、抗争している人間の総体」であるが、それは政治システムに統合不可能な内部の敵でもありうるし（すなわち内戦）、別の国民国家という外部の敵でもありうる（すなわち対外戦争）。

第三に、友／敵関係、すなわち戦争から政治的なものを定義することが政治の「前提」（シュミット）、政治の「テロス（目的）」（デリダ）となる場合、私たちは「例外状態」、あるいはさらに正確には「例外状態の常態化」の中にいることになる。私たちは、第二次安倍政権の「解釈改憲」が提示した一連の<sup>セキュリティ</sup>安全保障（「実在的可能性」としての戦争）に関わる議論を契機として、まさしくこのような「例外状態の常態化」の中に置かれているのである。

## 2 例外状態の常態化と「法律の力」

では次に、「解釈改憲」の何が問題なのか、という点について、デリダとアガンベンの「例外状態」に関する分析から考えてみよう<sup>18</sup>。「解釈改憲」とは、被構成的権力（憲法によって構成された権力 [pouvoir constitué]）である内閣が、構成的権力＝憲法制定権力（憲法を構成する権力 [pouvoir constituant]）であることを宣言することなく、すなわち立法的手段によって憲法を改定することなく、閣議決定という行政的手段によって憲法の効力を停止することである、と解釈することができる。ここで構成的権力とは、新たな憲法を作り出す権力であり、既存の憲法あるいは法体系によって拘束されることのない無限定な権力のことである。反対に、被構成的権力とは、既存の憲法によって構成された権力であり、それによって拘束される限定された権力のことである。ここから、「例外状態」とはまさしく、憲法を停止し、その傍らに憲法とは別の「第二の構造物」を構築するという状態を指し示すことになる。

言い換えるなら、例外状態とは、被構成的権力と構成的権力が区別できなくなった状態を指示している。こうした「例外状態」について解釈するために、デリダ『法の力＝法律の力』<sup>19</sup>（一九九四年）を参照しよう。『友愛のポリティックス』に関する講義（一九八八-八九年）と同時期の一九八九年一〇月にカードーズ・ロースクール（ニューヨーク）におけるシンポジウムで発表され、やはり『友愛のポリティックス』と同時期の一九九四年に出版された同書（従って、『友愛のポリティックス』と『法の力＝法律の力』は内容的にも極めて緊密に結びつき、相互に参照し合っている）において、デリダはベンヤミン「暴力批判論」（一九二一年）を高密度に読解している。ベンヤミンが同論文で「法措定的暴力 [Rechtsetzende Gewalt]」（新たな法体系を措定する暴力＝権力 [Gewalt]）と呼ぶものはほぼ構成的権力に相当し、「法維持的暴力 [Rechtserhaltende Gewalt]」（既存の法体系に拘束され、それを維持する暴力＝権力 [Gewalt]）と呼ぶものは被構成的権力に相当する<sup>20</sup>。デリダは『法の力＝法律の力』において、構成的権力

<sup>18</sup> 私たちはデリダとアガンベンの「例外状態」の概念について、異なった観点から論じたことがある。以下を参照。『新自由主義と権力—フーコーから現在性の哲学へ』、人文書院、二〇〇九年、第三章「主権権力の強化と例外状態の常態化」。

<sup>19</sup> Jacques Derrida, *Force de loi*, Galilée, 1994. 邦訳『法の力』、堅田研一訳、法政大学出版局、一九九九年。本書のタイトルは『法の力』で定着しているが、本稿では«force de loi»という法学的概念を「法律の力」と訳す必要から、本書のタイトルを『法の力＝法律の力』と表記する。

<sup>20</sup> 私たちは以下のデリダの指摘に依拠して、Gewalt という語を暴力＝権力と訳し、法措定的暴力を構成的

は被構成的権力によって反復され、時として（すなわち「例外状態」においては）それによって代理される、と述べている。

二つの暴力、すなわち法措定的暴力と法維持的暴力を区別することから始めつつ、ベンヤミンはあるとき次のことを認めざるをえなくなる。つまり、一方の暴力は他方の暴力とそれほど根本的に異質なものではありえない。なぜなら、いわゆる法措定的暴力は、法維持的暴力によって時として「代理され」、必ず反復される——この語の強い意味で——ものであるからだ<sup>21</sup>。

法措定的暴力は、法維持的暴力によって反復され、代理される。実際、ベンヤミンは「暴力批判論」の結論部分において、法措定的暴力は法維持的暴力において「代理される [repräsentiert]」、と明確に述べている<sup>22</sup>。言い換えるなら、構成的権力は被構成的権力によって反復され、代理される。この断定は何を意味するのだろうか。デリダは次のように述べている。

ベンヤミンが提示するように、その暴力 [法措定的暴力] は確かに読解可能であり、さらには理解可能なものである。なぜならその暴力は、法権利と無縁のものではないからだ。ちょうど、ポレモスやエリスが、ディケーの取るすべての形式や意味作用と無縁ではないように。しかしこの暴力は、法権利の中にあつて、法権利を停止するものである。それは既存の法権利を中断して、別の法権利を創設する。法権利を停止するこの瞬間、このエポケー、法権利を創設するこの瞬間、あるいは革命的瞬間は、法権利の中にあつて法権利のない審級である。しかしそれはまた、法権利の全歴史でもある。この瞬間は常に生起しているが、ある現前という形では決して生起しない。それは、法権利の創設が、空虚の中で、あるいは深淵の上で宙吊りになっている瞬間であり、誰にも、そして誰の前でも説明を行わないような、純粋な遂行的行為 [acte performatif pur] に宙吊りになった瞬間である<sup>23</sup>。

法措定的暴力あるいは構成的権力とは、法権利の中にあつて法権利を中断し、停止するもの、言い換えるなら、「例外状態」を作り出すものである。そして、いったん法権利＝立憲的システムを措定した後も、法措定的暴力あるいは構成的権力は、法維持的暴力あるいは被構成的権力において非現前的な仕方（「この瞬間は常に生起しているが、ある現前という形では決して生起しない」）反復され、「代理される」。ここからデリダは次のように結論する。

ベンヤミンの明示的な意図を越えて私が提出しようとする解釈とは、次のようなものであ

---

権力と、法維持的暴力を被構成的権力とほぼ同等の概念と考える。「Gewalt とは「暴力」であるが、また「正当な力 [force légitime]」、つまり権威づけられた＝認可された暴力 [violence autorisée]、合法的な権力 [pouvoir légal] のことでもある。Staatsgewalt、つまり国家権力という言い方をするときがこれに当たる」(Ibid., p. 74. 邦訳同書、九〇-九一頁)。

<sup>21</sup> Ibid., pp. 69-70. 邦訳同書、八三頁。

<sup>22</sup> Walter Benjamin, »Zur Kritik der Gewalt«, in *Gesammelte Schriften*, Bd. II-1, Suhrkamp, 1999, S. 129. 邦訳「暴力批判論」、『暴力批判論—ヴァルター・ベンヤミンの仕事 1』、野村修訳、岩波文庫、一九九四年、六三頁。「法維持的暴力は必ずその持続の過程で、諸々の敵対する対抗暴力を抑圧することを通じて、自らにおいて代理される [repräsentiert] 法措定的暴力をも、おのずから間接的な仕方弱体化させてしまう」。

<sup>23</sup> *Force de loi*, p. 89. 邦訳『法の力』、一一一一二頁。

る。すなわち、法権利を創設する、あるいは措置する暴力（Rechtsetzende Gewalt [法措定的暴力]）は、それ自体、法権利を維持する暴力（Rechtserhaltende Gewalt [法維持的暴力]）を包含しなければならず、それと手を切ることができない。法措定的暴力は、自己の反復[répétition]を要求し、維持すべきもの、維持しうるもの、遺産や伝統になることを約束され、分有されることを約束されるものを創設するという、これは法措定的暴力の構造に属しているのである。創設とは約束である。あらゆる措置（Setzung）は、容認し、前に置く。あらゆる措置は、置き、約束することによって措置する。そして、たとえある約束が実際には守られなくても、反覆可能性[itérabilité]が、創設の最も侵入的な瞬間に、保護の約束を書き込む。このように、反覆可能性は、原初的なものの中心に反復の可能性を書き込むのである。よりうまく言えば、あるいはよりまずく言えば、反覆可能性は、この反覆可能性の法則の中に書き込まれ、その法則の下に、あるいはその法則の前に、自らを保持するのである。従って、法権利を純粋に創設する、あるいは措置するだけの作用は存在せず、従って純粋な法措定的暴力は存在しないし、また純粋な法維持的暴力も存在しない。措置作用とは既に反覆可能性であり、自己を維持する反復を要求する。維持作用の方も、それが創設するものを維持しうるように、また再び創設を行うものである。従って、措置作用と維持作用の間には厳密な対立関係は存在せず、互いの間の差延的汚染と私が呼ぶもの（そして、ベンヤミンはそう名指してはいない）のみが、その導きうるすべてのパラドックスを伴って存在する<sup>24</sup>。

法措定的暴力あるいは構成的権力は、それがある法体系を措置する瞬間に、従ってある立憲的システムを創設する瞬間に、自らの反覆可能性を法権利の構造の中に書き込む。つまり、ある立憲的システムが創設された後にそれを維持する、法維持的暴力あるいは被構成的権力において、法措定的暴力あるいは構成的権力が非現前的な仕方でも反復され、代理されているのである。

そして、例外状態において構成的権力は、被構成的権力と区別の付かないような仕方でも自らを行使する。それは、法律ではないが「法律の力」を持つ行政的手段（例えば政令、行政命令など）によって、立法的手段を介することなく法体系を停止するのである。法措定的暴力と法維持的暴力との、構成的権力と被構成的権力とのこの両義性、あるいは両者間の「差延的汚染」を、デリダはベンヤミンを引用しつつ「亡霊的な[gespenstisch]混合体」と呼び、「卑劣であり、蔑むべきものであり、言語道断なもの」と批判している<sup>25</sup>。デリダが構成的権力と被構成的権力

<sup>24</sup> Ibid., pp. 93-94. 邦訳同書、一一九—一二〇頁。

<sup>25</sup> デリダが挙げるのは、ベンヤミンの「暴力批判論」に倣って近代警察の例である。「限界の不在という性格を近代警察に与えるのは、監視と取締りのテクノロジー—それは既に、一九二一年には、無気味な仕方でも、公私の生活全体と重なり合い、それに取り憑くまでになっていた（今日、このテクノロジーの発達について、私たちは何と云えばよいのだろうか！）—だけではない。この性格を近代警察に与えるのはまた、警察とは国家であること、警察とは国家の亡霊であり、警察を厳しく非難するためには、公共のもの[*res publica*]の秩序に宣戦布告せずにはいられない、ということである。なぜなら、警察は今日では、法律を力によって適用する(enforce)だけでは、従って法律を維持するだけでは満足せず、法律を発明し、行政命令[*ordonnance*]を公布し、法的状況が明白でないときにはいつでも介入して、セキュリティを保証しようとするからである。法的状況がはっきりしないときは、今日ではほぼ常にということである。警察は、法律の力[*force de loi*]であり、法律の力を持つ。警察が卑劣なのは、その権威において、「法措定的暴力と法維持的暴力との分離が停止されている（あるいは止揚される[aufgehoben]）」からである。この止揚(Aufhebung)という、警察そのものが意味するものにおいて、警察は法を発明し、自らを«*rechtsetzende*»なもの、つまり立法するものに仕立てる。警察は、法権利に未確定な部分があるためにその可能性があるときには必ず、法権利を不当に篡奪する。たとえ警察が法律を発布するのではないとしても、現代における立法者の一つとして—現代の立法者として、とは言わないまでも—行動する。警察が存在するところで



の両義性を「亡霊的」と呼ぶのは、被構成的権力において構成的権力が反復され、代理されているにもかかわらず、その代理性が決して現前しないからである。「亡霊性とは、ある身体がそれ自身に対して、現に存在するものに対して決して現前しない、という点に由来する。その身体は、姿を消すことによって現れ、あるいはそれが代理しているものの姿を消すことによって現れる。つまり、その身体は自分とは別のもののためである。人は、自分が何を相手にしているのか決してわからない。[……] このように二つの暴力の間に境界線が存在しないこと、つまり創設作用と維持作用が互いに汚染しあうこと、これは卑劣なことである」<sup>26</sup>。従って、被構成的権力が構成的権力を反復し代理しつつも構成的権力であることを明確に宣言しない事態は、構成的権力の非現前性において「亡霊的」であり、それゆえ極めて卑劣な事態である。こうした事態が、第二次安倍政権の行った「解釈改憲」一憲法改定を行う構成的権力であることを宣言せず、閣議決定という行政的措置によって憲法を実質的に改定してしまうこと一にそっくり当てはまることは、もはや付け加えるまでもない。

こうした「例外状態」についてさらに考察するために、アガンベン『例外状態』を参照しよう。アガンベンは同書において、デリダ『法の力＝法律の力』に言及しながら、このテキストが「哲学者たちの間でも法学者たちの間でも広範な議論を巻き起こした」にもかかわらず、誰もこの『法の力＝法律の力』というタイトルの意味について論じていない、として次のように述べている。

決定的であるのは、技術的な意味において、「法律の力 [force-de-loi]」という語句は、近代の学説においても古代の学説においても、法律を指示したのではなく、執行権力がいくつかの場合に、とりわけ例外状態において布告することを認められているような、まさしく、いわゆる法律の力を持った政令 [décrets] を指示する、ということである。すなわち、法の専門用語としての「法律の力」という概念は、規範の拘束力 (vis obligandi) あるいは適用可能性をその形式的本質から分離し、形式上は法律でない政令や措置や方策がそれでもなお法律の「力」を獲得することを定義しているのである<sup>27</sup>。

アガンベンによれば、法学において「法律の力 [force de loi]」という概念は、法律そのものを指し示すのではなく、例外状態において執行権力が布告する政令、行政命令などの行政的手段を意味する。つまり、「法律の力」とは、執行権力が、法律の力を持った法律以外の手段（行政的手段）によって統治を行うことを意味するのである。これはまさしく、デリダが『法の力＝法律の力』で述べていた、被構成的権力が構成的権力を代理すること、あるいは両者の「亡霊的な混合体」に相当する。そこからアガンベンは、「例外状態」を次のように定義する。

---

は、つまりどこでも、そしてまさしくここでも、もはや二つの暴力、すなわち法維持的暴力と法措定的暴力の区別をつけることができない。そして、この両義性が卑劣であり、蔑むべきものであり、言語道断なものなのである」(Ibid., pp. 102-103, 邦訳同書、一三一—一三三頁)。以下も参照。»Zur Kritik der Gewalt«, in *Gesammelte Schriften*, Bd. II-1, S. 189. 邦訳「暴力批判論」、『暴力批判論—ヴァルター・ベンヤミンの仕事 1』、四三-四四頁。

<sup>26</sup> Force de loi, p. 102. 邦訳『法の力』、一三一頁。

<sup>27</sup> Giorgio Agamben, *État d'exception*, trad. fr., Seuil, 2003, pp. 66-67. 邦訳『例外状態』、上村忠男・中村勝己訳、未来社、二〇〇七年、七七-七八頁。

例外状態について論究してきた中で、私たちは、執行権力による法的諸決定と、立法権力による法的諸決定との間のこうした混同の数多くの例に出会ってきた。こうした混同こそは、既に見たように、例外状態の本質的な性格の一つを定義するものである。[……]しかし、技術的な観点からすれば、例外状態に固有の能力は、これまであまりに強調されすぎてきた諸権力の混同にあるというよりも、「法律の力」を法律から切り離すことにある。その固有の能力は、一方では、規範が効力を持つが適用されず（「力」を持たず）、他方では、法律の価値を持たない諸行為が法律の「力」を獲得するような、「法律の状態」を定義するのである。従って、非常の場合には、「法律の力」は無規定の要素として浮遊するのであって、それは（委任独裁として振舞う）国家当局によっても、（主権独裁として振舞う）革命組織によっても要求されるのである。例外状態とは、法律なき法律の力（これは従って法律の力 [force-de-*loi*] と書かれるべきだろう）が賭金となっているようなアノミー的空間なのである<sup>28</sup>。

つまり「例外状態」とは、「法律の力」を法律から切り離し、法律の価値を持たない諸行為（行政的手段）に「法律の力」を獲得させるような状態を意味している。それは、統治権力が既存の法体系を無化し、法律なき「法律の力」（アガンベンはそれを「法律の力 [force-de-*loi*]」とパラフレーズする）が統治するような無秩序な統治を意味するのである。

ここからアガンベンは、例外状態を「独裁」という観点からから考えるべきでなく、「法権利の停止」という観点から考えるべきだと主張する。「例外状態は、独裁のモデルに従って権力の十全さ、法が充溢した状態 [しばしば例外状態を特徴づける言葉として用いられる「全権 [pleins pouvoirs]」という表現を参照]として定義されるのではなく、法権利が空虚な状態、法権利の空白と停止として定義される」<sup>29</sup>。例えばシュミットは、ベンヤミン「暴力批判論」と同じ一九二一年に出版された『独裁』において、例外状態を「委任独裁」と「主権独裁」という観点から考察しようとした。「委任独裁」とは、憲法あるいは法秩序を維持するために憲法あるいは法秩序を停止すること、つまり被構成的権力が法権利を停止することを指す。また「主権独裁」とは、既存の憲法に拘束されず、新たな憲法を構成するような権力、つまり構成的権力のことを指す<sup>30</sup>。これらの概念は、例外状態における統治の二つの様相をほぼ正しく記述している。しかしながら、例外状態を「独裁」という観点から考えると、例えば、「独裁者」とされるヒトラーやムッソリーニが法的には合法的に任命された首相であったことを見逃してしまう。その意味では、むしろ例外状態を、シュミットのように「独裁」という観点からではなく、合法的憲法の停止という観点から捉えるべきなのである。この点について、アガンベンは次のように述べている。

現代公法学においては、第一次大戦後の民主主義諸国の危機から生まれた全体主義的諸国家を独裁と定義することが習慣として定着している。こうして、ヒトラーもムッソリーニも、フランコもスターリンも、みなひとしなみに独裁者として提示されるに至った。しかしながら、ムッソリーニにしてもヒトラーにしても、法技術的には彼らを独裁者と定義することは

<sup>28</sup> Ibid., pp. 67-68. 邦訳同書、七八-七九頁。

<sup>29</sup> Ibid., p. 82. 邦訳同書、九六頁。

<sup>30</sup> Carl Schmitt, *Die Diktatur*, Duncker & Humblot, 1921, 7. Auflage, 2006, S. 133-134. 邦訳『独裁』、田中浩・原田武雄訳、未来社、一五五-一五七ページ。

できない。ムッソリーニは国王から合法的に任命された首相であったし、同様にヒトラーもヴァイマル共和国の正当な大統領から任命されたライヒの宰相であった。イタリアのファシズム体制にせよ、ドイツのナチズム体制にせよ、それらを特徴づけているのは、よく知られている通り、それらが現行の憲法（それぞれアルベルト憲法とヴァイマル憲法）を存続させたまま、鋭くも「二重国家」と定義されたような一つのパラダイムに基づいて、しばしば法的には定式化されることがなかったが、例外状態のおかげで合法的憲法と並んで存在することのできた第二の構造物を合法的な憲法の傍らに置いたということである。法学的観点からこのような体制を正当化するには「独裁」の用語はまったくふさわしくないし、その上、今日支配的となっている統治パラダイムの分析にとっても、民主主義対独裁という干からびた対立図式は道を間違ったものと言わざるをえない<sup>31</sup>。

現代的な統治権力の作動メカニズムについて分析する際に、例外状態を「民主主義対独裁」という観点から捉えることは適切ではなく、そのようにすればむしろ権力の作動メカニズムの本質を見失うことにもつながってしまう。従って、例外状態を「民主主義対独裁」という図式から分析するのではなく、むしろ合法的憲法の停止と、それとは別の「第二の構造物」を合法的憲法の横に存在させること、という観点から分析すべきなのである。

例外状態によって合法的憲法を停止し、執行権力が行政的手段によって立法権力を「代理」することは、三権分立による権力間相互の牽制と均衡状態を破壊し、必然的にデモクラシーの崩壊を帰結してしまう。例えば、戦間期ドイツにおけるヴァイマル体制を考えてみよう。当時の世界で最も民主的な憲法とされたヴァイマル憲法は、その第四八条に、「民主主義を守るために民主主義を停止する」とでも形容すべき例外状態の規定を持っていた。その条文は次のようなものである。「ドイツ帝国内において安全と公共の秩序が重大な程度に攪乱されるか脅かされた場合には、ライヒ大統領は、軍隊の力を借りても、安全と公共の秩序の再建に必要な手段を取ることができる。この目的のために、ライヒ大統領は、憲法第一一四条、第一一五条、第一一七条、第一二三条、第一二四条、第一五三条において定められた基本的諸権利を全面的あるいは部分的に停止することができる」。この条項に依拠して、ヴァイマル共和国の歴代内閣は、二五〇回以上にもわたって例外状態を宣言して緊急政令を発布した。第四八条は、数千人の共産党活動家を投獄し、彼らに極刑を下すための特別法廷を設立するために利用されると同時に、またさらに多くの場合には、ドイツマルクの下落に対処し、経済的危機を収束させるためにも利用されたのである。こうした例外状態の使用は、「政治的-軍事的緊急事態と経済的危機とを合致させようとする現代の傾向」に合致している、とアガンベンは述べている（例えば、東日本大震災以後の日本における、経済的-軍事的「危機」を政治的「例外状態」へと変換する統治手法—つまりエネルギー＝経済における「危機」と軍事的「危機」を「解釈改憲」へと変換する統治手法—を参照せよ<sup>32</sup>）。さらに一九三〇年以降、ドイツは恒常的に、第四八条を

<sup>31</sup> *État d'exception*, trad. fr., p. 82. 邦訳『例外状態』、九七頁。

<sup>32</sup> こうした経済的-軍事的「危機」の政治的「例外状態」への変換を背景として、第二次安倍政権は、経済界からの要望に応じて、武器輸出の原則禁止を定めた「武器輸出三原則」を廃止して「防衛装備移転三原則」（「防衛装備」という聞き慣れない言葉は「武器」を言い換えたもの）を閣議決定し、武器輸出を解禁した。それは軍事的「危機」を、軍需産業の輸出拡大（それは原発の輸出拡大と密接に結びついている。なぜなら、同じ財閥系企業がその主体であるからだ）による資本主義の「危機」の乗り越えへと変換する試みである。「解釈改憲」もある意味では、そのような試みに資する一手段に過ぎない。資本主義の「危機」

発動した大統領独裁の状態にあり、最終的に一九三三年、ナチス体制が議会で「全権委任法」を成立させると、ヴァイマル憲法はそれが存在したまま完全に停止されることになる<sup>33</sup>。このように、ヴァイマル憲法第四八条の例外状態の規定は、ヴァイマル憲法という当時で最も民主的な憲法を崩壊させ、戦間期ドイツのデモクラシーそのものを崩壊させたのである。

ここで私たちは現代の日本に視点を移し、自民党の「憲法改正草案」における「緊急事態条項」が、ヴァイマル憲法第四八条とまったく同じ性質の規定であることに、特段の注意を払わなければならない。その条項を以下に引用する。

第九八条（緊急事態の宣言） 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

[……]

第九九条（緊急事態の宣言の効果） 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

[……]

三 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第一四条、第一八条、第一九条、第二一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

これらの条項が「緊急事態」（＝例外状態）において、内閣が「法律と同一の効力を有する政令を制定できる」（「法律の力」あるいは「**法律**の力」による統治を可能にすることができる）とした上で、「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」と規定している点に、私たちは既視感をぬぐい去ることができない。この条文では、その後「基本的人権に関する規定は最大限に尊重されねばならない」という文章が続くが、実際には、自民党憲法草案を補う「Q&A」には「国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」とあることから、「緊急事態」においては、表現の自由などの基本的人権が、「国民の生命、身体および財産という大きな人権を守るために」制限される可能性が高い<sup>34</sup>。従って、私たちは今後、「例外状態」規定を憲法に明文化する

---

を乗り越えるために軍需産業が動員され、そのための手段として集団的自衛権、集団的安全保障が解禁される、という軍事-資本主義的論理には特段の留意が必要である。なお、この点について、廣瀬純氏の twitter における発言 ([https://twitter.com/flux\\_de\\_merde/status/496847829445259264](https://twitter.com/flux_de_merde/status/496847829445259264)) から示唆を受けた。

<sup>33</sup> *État d'exception*, trad. fr., pp. 30-32. 邦訳『例外状態』、三一-三四頁。

<sup>34</sup> 現憲法と自民党憲法草案とを比較し、後者の問題点を詳細に解説した以下のサイトの記述は、極めて有益である。「自民党憲法草案の条文解説」<http://satlaws.web.fc2.com/92.html>

ことで憲法を無化するような憲法改定（現行憲法への緊急事態条項の付加も含む）を絶対に拒否しなければならない。

しかしながら、「法律の力」による既存憲法の停止という統治手法は、こうした「緊急事態」条項によらずとも、既に「解釈改憲」という手法によって既に実現されている。その意味において、「例外状態はもはや例外的措置としてではなく、むしろ一つの統治技術として常に登場するようになっただけでなく、法秩序を構成するパラダイムというその性格を明らかにしている」<sup>35</sup>。アガンベンがベンヤミンを参照しつつ「例外状態の常態化」と形容するのは、「例外状態」（法体系を中断、停止し、それとは別の構築物をその傍らに置くこと）が「セキュリティ」（広い意味での「安全」のみならず、軍事的な意味での「安全保障」をも意味する）という概念に置き換えられて、通常の統治における統治技術として取り入れられ、行使されることなのである。「例外状態」の亡霊は、戦前と同じ形では回帰しない。それは二度目には姿を変えて、すなわちセキュリティ確保という名目の下での法体系の停止あるいは「法律の力」として、通常の統治技術として回帰する。「解釈改憲」<sup>36</sup>が現出させる「例外状態の常態化」は、既存憲法の傍らにそれとは別の構築物を置き、行政的手段によって憲法を空白化することで、立憲デモクラシーのみならずデモクラシーそのものの崩壊を帰結しかねない、極めて危険な統治技術なのである。

（初出：岩波書店『思想』2014年12月）

---

また、「日本国憲法改正草案 Q&A」は以下で閲覧可能。[http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou\\_qa.pdf](http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf)

<sup>35</sup> *État d'exception*, trad. fr., p. 18. 邦訳『例外状態』、一八頁。

<sup>36</sup> 最後に、「解釈改憲」の憲法解釈（デリダ的意味における「テキスト解釈」）の問題点について、デリダの思想に依拠しつつ付言しておきたい。陳腐化された脱構築概念の説明として、テキスト解釈はオリジナルな文脈から自由であり、従って必ずしも歴史的な文脈によって規定される必要はない、というヴァリエーションがある。しかし、このような説明はまったくデリダ的ではないし、そのような極端な「テキスト主義」が歴史修正主義にさえ荷担しうるとすれば、そうした説明はデリダの思想を完全に裏切るものであると言わざるをえない。まず、事実的な憲法解釈として、一九七二年の政府見解（「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」）に基づきつつ、「安全保障環境の変化」に従って集団的自衛権と集団的安全保障の行使を認める、という第二次安倍政権が行った解釈は、一九七二年の政府見解が集団的自衛権の保持を認めつつも、その行使は「憲法上許されない」と結論づける以上、完全に破綻している。さらに、哲学的な文脈では、デリダ自身が『法の力＝法律の力』において「脱構築は正義である」と断言することによって、脱構築が単なる相対主義ではないこと、それがある種の「正義」、すなわちラディカル・デモクラシー（「来たるべきデモクラシー」）の理念に寄り添うものであることを強調している。私たちににとっての平和主義、すなわち戦争の忌避は、まさしくデリダの「来たるべきデモクラシー」の理念に沿うものである。なお、この点について、廣瀬純氏との個人的な会話から示唆を受けた。記して感謝したい。